

平成26年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 開催日時 平成27年3月26日(木) 14:00~15:30

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：浅井委員、大野委員、沖委員、岸委員、神野委員、西原委員、松井委員、山内委員、山本委員、渡辺委員(10名)

事務局：地域包括支援センター 所長・高橋、副所長・亀井、係長・佐々木、係長・越智
介護福祉課課長・藤田

4 会議内容

(1) 平成27年度地域包括支援センター事業計画(案)について

(2) 平成27年度地域包括支援センターの職員体制について

(3) その他

5 傍聴者 0人

6 議事録

会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、委員の出席状況をご報告いたします。</p> <p>本日の会議は、委員数14名に対し、出席委員10名で、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題に入る前に、前回の会議で、資料を用意し、改めて説明することとなっていた「地域包括支援センター運営協議会及び地域包括支援センター職員の人員に係る基準について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	資料1により説明
会長	ありがとうございました。ただいま事務局から「地域包括支援センター運営協議会

	及び地域包括支援センター職員の人員に係る基準について」について報告がありました が、ご意見ご質問はございませんか。
委員	職員配置の③番ですが、ケアマネジメントリーダー研修は、基本的に主任ケアマネ 参加となりますよね。この辺りはどうですか。
事務局	該当するかどうかというところですよ。愛媛県の場合は最初から主任ケアマネを 対象としたリーダー研修になっているので、実際のところはこの研修を修了した者イ コール主任ケアマネということで、そこは県によって違うところだと思います。
会 長	実態として、主任ケアマネしかいないということですね。
委 員	ケアマネが参加する可能性が少ないので、少し門戸を広げていただいたりしても良 いかもしれないですね。
会 長	ほかにご意見はございませんか。それでは、次に、議題の（１）「平成２７年度地 域包括支援センター事業計画（案）について」のうち、「平成２７年度重点取組事項 （案）」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料２により説明
会 長	ありがとうございました。ただいま事務局から「平成２７年度重点取組事項（案）」 について報告がありました。ご意見ご質問はございませんか。
事務局	３番のシルバーボランティアポイント助成事業ですが、ボランティア活動を在宅支 援に拡充するということで、その仕組み作りについては、いろいろ工夫がいると考 えております。例えば、環境美化活動などについては、グループでの活動条件にする とか、登下校の見守りについては毎日のことなので年間通して２０ポイント・３０ポ イントの枠で行っている他市等を参考に、工夫をしてやっていかなければならないと 考えております。良いご意見・アイデアがございましたら、また教えていただけた らと思っております。 それから、ボランティアの拡充についてですが、介護保険制度が新しい総合事業に 移行するなかで、多様なサービスの中にボランティアのサービスをと国は謳っている のですが、ボランティアを制度として、多様なサービスの受け皿に組み込むのは難し いのではないかと、ボランティアはあくまでも任意の事業なので、それを見込んでの制 度設計は難しいのではないかと考えております。そういった意味よりも高齢者の方の 生きがいが健康づくりに結びつくということを目的にしている事業でございます。

会 長	ありがとうございました。何かご意見はございませんか。
委 員	登下校の見守りをすでに行っている方もおられるようですが、そういう方は今後ボランティアに組み込まれるのですか。
事務局	当然対象にさせていただこうと思っておりますが、すでに学校からの依頼や自主的なかたちでされているという状況で、1日1ポイントのスタンプとなりますと、2カ月もあれば50ポイント貯まってしまいます。登下校の見守りについては、年間通してしていただける人に30ポイントといった形で行っている他市等を参考にしたいと思っております。
会 長	ほかにご意見はございませんか。
委 員	ボランティアでも、在宅サービス系ボランティアに入っていただく場合は、多少密室みたいな感じもありますが、ボランティアの方の資質みたいなものは何か考えられているのでしょうか。
事務局	ボランティアの方には、登録時に1時間の講習を受けていただくのですが、特に条件などは設けておりません。ただ、確かに心配はありますので、何かしらそういったことも想定して考えていかなければならないと思っております。 すでに在宅サービスについて取り組んでいる他市等から情報をいただき、参考にしていきたいと思っております。
会 長	ほかにご意見がないようでしたら、それでは、次に、議題の(1)「平成27年度地域包括支援センター事業計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3により説明
会 長	ありがとうございました。ただいま事務局から「平成27年度地域包括支援センター事業計画(案)」について報告がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委 員	4ページの健康長寿地域拠点作り事業809万3千円についてですが、8カ所ということですが、これはやり方として公募か何かをするのですか。
事務局	場所が自治会館等の活用なので、単位自治会に募集しまして、希望のあるところで実施したいと思っております。
委 員	自治会に限定する理由は何ですか。

事務局	<p>自治会だけではありません。地縁団体、老人クラブ等でも構いませんが、場所として自治会館等を活用したいという意味で、その地域の自治会とか老人クラブとか地縁団体でもよろしいですけど、「やってみよう」と言ってくださったところに協働で実施していきたいと考えております。</p>
委員	<p>地縁団体に限定するのは？多様な結びつきが、今、生まれていますよね。その中で、土地に縛るのではなく多様な結びつきで、例えば、どこかが手揚げをする、そういう動きもあるのではないかと、そういう意味で公募の在り方をどうされるのかなという趣旨での質問です。</p>
事務局	<p>そうですね。確かに現実としては、最近個人的な趣味の繋がりというウエイトが大きく、その分、自治会への加入率が低くなったりもしています。地域でそれぞれ気の合う人たちが、自分たちで様々なものを見つけて集まるということもたくさんあると思います。そういった地域に縛られない、集いの場所づくりもまた必要だと思えます。ただ、この拠点づくりについては、モデル事業で、通いの場として地域の高齢者が歩いて行ける場所ということを考えていますので、歩いて行けるという時に、自治会館等が一番利用しやすく、また、自分のところの自治会館であれば遠慮なく使えるところであるのではないかと思います。委員さんの言われている意味は良く解るのですが、それはそれでまた違う形でそういった活動の支援ができればとは考えています。</p>
委員	<p>新規事業の中で一番額も大きく、保険料も投入されるとのことですので、質問を致しました。</p>
事務局	<p>補足なのですが、この事業は事業費800万の新規事業ですが、このうち約半分につきましては、えびすやのデイサービス事業の委託料となっています。実は平成17年から社会福祉法人すいよう会が社会福祉法人の使命から、一部利用者の負担金はありますが、事業に係る経費を法人が負担し、10年余り事業をされてきたもので、25年・26年度は市から補助金が交付されましたが、補助金の見直しの中、これは市としての事業ではないか、市としての事業と位置付けて委託事業という形ですべきではないかという意見が出て事業化されたものです。事業費800万のうち約400万については大島地区のデイサービス事業の委託料が占めておりますので、補足で説明しておきます。</p>
委員	<p>補足というよりもそれは大事なことですね。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>6ページの新規事業のことですけど、(ウ)認知症高齢者地域支え合い事業、良い取り組みだと思いますが、具体的にどこか組織というか団体というのはあるのです</p>

事務局	<p>か。他は NPO 法人などの説明があったのですが、これはどこなのでしょう。</p> <p>公募という形を執りたいのですが、ただ自分たちで取り組んでいるところはございます。角野校区などは、昨年、準備会を作り、住民の方々が話し合いをもって、自分たちで認知症高齢者の見守りをしていこうと、27年4月1日に設立総会を開いて立ち上げをするとうかがっております。</p> <p>市としては市全体のネットワークを今年度中に作っていきたいのですが、我々が作るネットワークはやはり目の粗いネットワークになってしまいがちですので、その粗い目をきめ細かく見守ってくれるのが地域の人たち、校区の中の見守りだと思っています。</p> <p>地域の人たちが主体的にそういった見守りをしていこうという活動については、市も積極的に支援をしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>他に何かご質問はございませんか。</p>
委員	<p>5 ページの（ウ）訪問型介護予防事業のところ、二次の通所ができない方を対象に訪問されているようですが、具体的にどのような方にどのようなことをされているのかを具体的に教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>これは基本チェックリストの中に、認知症のリスクがある方、鬱のリスクのある方、閉じこもりのリスクのある方、という3点が挙がってくるのですが、そのような方を対象にまずリスクの高い方から訪問させていただいております。訪問をして、家庭での様子等をアセスメントしながら支援していき、中にはそういったところから通いの場に繋げたりといった支援をさせていただいております。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかにご質問はございませんか。</p>
委員	<p>4 ページの高齢者ふれあい介護予防啓発事業の新規事業ですが、まず講座を受講後に予防教室となっているのですが、これは講座を受けていない方は教室は受けられないという形になるのですか。</p>
事務局	<p>そんな決まりで運営していくということは聞いていませんが、この事業については比較的若い世代から介護予防に取り組んでもらいたい、歳を取ってやるのではなく、若い頃から取り組むのが一番健康に良いんだという考え方で、60歳ぐらいの人から参加を募って、公民館等で専門家に来てもらいエクササイズ理論等を学んで、学んだあと介護教室に引き続き参加してもらおう事業と聞いております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。せっかくですので多くの方に来ていただけるようにその辺り工夫していただけたらと思います。</p>

	<p>ほかにはないようでしたら、それでは、次に、議題の（２）「平成２７年度地域包括支援センターの職員体制について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料５により説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から「平成２７年度地域包括支援センターの職員体制について」について報告がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>この前、条例をあげられたと思いますが、数は満たしているという状況ですか。</p>
事務局	<p>条例の基準は満たしておりません。人事当局に福祉部からの要望ということで要望しましたが、正規の保健師１名増の対応で、基準から言いますと、まだ４人余り不足している現状でございます。</p>
委員	<p>１号被保険者のおおむね３千人から６千人未満毎に１人ずつという基準ですよ。新居浜市の１号被保険者が３万６千人いると思いますが、そうなると何人必要となるのですか。</p>
事務局	<p>３万６千人を６千人で割ると６圏域、新居浜市は包括支援センターが４圏域を１つに集約していますが、包括支援センターが６つ必要な計算になります。１カ所について保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が１名ずつ、３人で１つの包括支援センターの基準を満たすということになります。６圏域で１８人、それぞれ専門職が６人ずつ必要になるということです。なお、包括支援センターには非常勤職員もおられるのですが、非常勤職員は、週３０時間という勤務時間の規制がありまして、常勤換算で言いますと０．７５人で、実質１人としてはカウントできない基準になっています。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>他にご質問はございませんか。ございませんようでしたら、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等ありますか。</p>
事務局	<p>その他として２点申し上げます。皆様のお手元にお配りしております新居浜市認知症ケアパスについて最終案が決まりました。いろいろご意見もありましたが、まずは新居浜市認知症ケアパスの表題について、高齢者便利手帳等わかりやすい名前を付けたほうが良いのではないかと、また「住みよい暮らしを目指して」、「高齢になっても住みよい町づくり」等の副題をつけたほうが良いのではないかとといったご意見もいただきました。他市でもそのようなネーミングをしているところもありますが、結局「中身ってどういうものなの」となると、かえってケアパスの文字が消えることで、ケア</p>

パス本来の中身がわかりづらくなるということがありますので、逆に認知症ケアパスという名前を前面に出して、「それってなんだろう」というところで目を引かせていただくということで、表題はこのままにいたしました。

中を開けていただくと、ほぼ最初に示した案で構成されているかと思えます。相談場所については、それぞれの相談ヶ所にも確認し、この掲載内容で良いとの了承をいただいております。また、医療機関・歯科医療機関については、医師会・歯科医師会にご協力いただき、情報提供の同意もいただいた上で、このような医療機関の掲載になっております。なお、ひとつ訂正がございまして、歯科医療機関のところですが、浅井歯科医院が抜けております。申し訳ございませんでした。そこが訂正になります。それから、6番目の利用できるサービスの種類ですが、ここはできるだけ次のページから掲載している、利用できるサービスの説明の順番に合うように載せています。それぞれの項目がどこに掲載されているかわかるように、ページもお示しして載せるようにしました。前回見ていただいた案からは少し枠が広がっているかとは思いますが、この辺りも整理させていただきました。最後の「地域の支援」のところですが、こちらはなかなか今の段階で掲載できる地域の支援は少ないのですが、このあたりであれば今の段階で掲載可能ということで掲載させていただいております。ただ(2)のところの文言については、今まだ確認できていない部分がありますので、ここは訂正が入る予定となっております。また、その他の支援のところ、経済的支援について掲載する紙面が他になかったことから、ここに掲載させていただきました。おおむねこのようなかたちで、最終案が決定しましたが、今後活用するなかで、ここはこういう風に変えたほうが良いのではないかと、もっとこういうことも情報として掲載したら良いのではないかと、追々出てくると思えます。その時にはまた、考慮しながら次の改訂版の時に活かしていきたいと思っておりますので、ぜひ、そのような際にはご意見をいただけたらと思います。なお、印刷については、4月に入ってからの印刷を考えております。でき次第、関係機関にはお配りしたいと思っておりますので、ご活用いただければと思います。併せて、ホームページにもPDF版で掲載したいと考えておりますので、そちらもご覧下さい。認知症ケアパスについては以上です。

会 長 何かケアパスについてご意見ございませんか。

委 員 愛媛県はやっぱり認知症ケアパスを作りますよね。

事務局 愛媛県の場合は個々のケアパスということで、個人が所持し、その個人が母子健康手帳のように、どこの医療機関にかかり、今どんな薬を飲んでいるのか、という内容を書き記したようなケアパスを作るようになっていきます。それはまだ、各市町には配布されていませんが、一定部数配布していただく予定にはなっています。

委 員 細かい点ですが、災害時援護者登録というのがありますが、災害時要援護者とは呼ばず、今は呼び方が変わったと思うのですが。

事務局	防災安全課には確認して、これでということではあったのですが、再度また確認しておきます。
委員	国の方の言い方が何か変わっていました。それと、福祉サービス利用援助事業で、課名まで入っていますが、昨日理事会があり、明日の評議委員会で、定款の変更が最終的に決まると思います。4月から権利擁護課という課を作る予定にしています。
事務局	地域福祉課のところ権利擁護課になるのですね。
委員	権利擁護課になります。電話番号も変わりますので、また決まればお知らせ致します。
事務局	いつ頃、決まりますか。
委員	近々、今月内ぐらいには決まると思います。
事務局	わかりました。では、ご連絡お待ちしております。
会長	ほかにございませんか。
事務局	<p>第6期の介護保険事業計画は直接この会議でご審議いただくものではないのですが、関連があると思いますのでご報告します。27年度から3年間の第6期介護保険事業計画がまとまりまして、4月からその計画に基づいて介護保険事業を進めていくこととなります。市民の方に一番関わりのある介護保険料につきましては、第5段階の保険料、基準額は据え置きで、年額で7万5千円となります。段階は細かく、実質8段階に特例の4段階も入れますと9段階だったものを11段階にしています。所得の高い、最後の3段階の方については、実質5期と比べると3千8百円または7千5百円の値上げということになってはいますが、合計所得金額で言いますと290万未満の方については据え置き、または、段階によっては値下げというような保険料設定となっています。全国的にも高いとご批判のあった保険料ですが、来期については基準保険料を据え置くことができました。</p> <p>次に、別紙2の資料のところ包括支援センター運営協議会の設置要綱を冒頭ご説明したと思うのですが、その裏ページ、今年度は包括支援センター運営協議会しか開かれませんでした。同じ委員の皆様、新居浜市の地域密着型サービス運営委員会の委員も兼ねていただいております。この地域密着型サービスにつきましても前回は委員改選されて初めての会だったのですが、きちんと説明をしていませんでしたので説明させていただきます。地域密着型サービスというのは平成18年度から新しくできたサービスです。介護保険が12年度から始まって、1期・2期にはなく、3期か</p>

ら新しくできたサービスですが、地域密着型サービスには8種類のサービスがあります。グループホームであるとか、小規模特養であるとか、24時間定期巡回・随時対応型の訪問介護看護であるとか、夜間対応型の訪問介護とか、小規模多機能とか、そういったものが地域密着型サービスになるのですが、実はこの地域密着型サービスについては、指定権限、あるいは監督権限が市にありますので、そういった指定、例えば、新たに地域密着型サービスを開設するという事になれば、皆さんの方にお諮りをして、それが一定レベルの水準であるということ、あるいは計画に対しての公募でたくさんの応募があった場合には、プレゼン等で採点をしていただいた上で、基準を超える点数のうち上位のほうで決定するといったことなども、皆さん委員さんにやっていただくようになります。来年度につきましては、また次期の計画のなかに、いくつかそういった地域密着型サービスの整備というのが盛り込まれております。グループホームについては、3年間整備をする予定はないですが、24時間の定期巡回でありますとか、小規模多機能ですとか、そういった地域密着型サービスのほうについては整備を予定しておりますので、そういった時にはまた、皆様にお諮りをし、あるいは審査をしていただくということがありますので、よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

事務局

前回の議論の中で、事業計画等の議案の提出の時期などのご質問がありましたが、その時に説明できませんでしたので、改めて、事務局の考えをお伝えします。まず、今回の事業計画について、流れから言いますと、第1回目の時には決算報告で、前年度の事業の評価をいただき、そこでご指摘があったり、改善した方が良いという事業については、今回及び次の年の計画に反映すると。2回目については、我々は9月にある協議会が一番重要だと思っているのですが、それはやはり10月から予算作成に入りますので、9月の時に懸案事業や新規に取り組まなくてはいけない事業にしっかりご意見いただき、その意見をもとに10月からの予算作成に入っていきたいと。1月の協議会は、予算額やその事業をするしないの要望は各担当から上げるのですが、最終決定された時には改めて事業を見直さないといけないということがありますし、9月の時点でまだぼんやりとしかしていなかった事業がこの時期になりますと、かなり明確になってくることがあります。国からのガイドラインなどが示されたときや内容が具体的になったとき、改めて、1月の時点でいろいろ協議を諮っていただきたい事業などが発生します。最終4回目には、今日のような来年度の事業計画（案）のお示しとなります。また来年度も、第1回目の決算、第2回目予算要望前に入る前に様々な事業の計画や協議について十分審議、ご助言いただいて、事業を推し進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長

どうも、ありがとうございました。

事務局

平成27年度の介護報酬改訂がありましたが、その改訂の中で介護予防支援費、こ

	<p>これは介護予防のケアプラン作成等の費用のことなのですが、その費用も引き上げられました。現在414点から、改定後は430点になります。これを受けて、居宅介護支援事業所さんとの間で包括が委託契約をしていますが、その契約料についても改定することとしました。今現在は3740円ですが、3870円に改定したいと思いません。これでよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>委託料ですけど、金額はよろしいのですか。</p>
委員	<p>介護報酬から言いますと、一応、2分の1の形なのですが、実際には3分の1です。同じくらいの報酬単価になるのですが、その分、その関わる部分がやはり介護保険の方よりは、少し少なくて良いだろうと。本人様たちにしっかり意識がございませぬので、逆に難しいところもありますが、水際で悪くしないことが一番大事な事業になると思いませんので、心して接していきたいと思いません。</p>
事務局	<p>なお、初回加算と小規模多機能型居宅介護支援事業所との連携加算については、今改定がなかつたので、従来通りの金額でお願いしたいと考えております。</p>
会長	<p>そのほか、全体通して何かございませぬか。 そうしますと、次回は6月頃となりますか。</p>
事務局	<p>はい。毎年第1回目か6月になるのですが、やはり5月末が出納閉鎖で、6月にならないと決算額がはつきりしませぬので、決算報告として6月にお願いしたいと思いません。</p>
会長	<p>はい、わかりました。それでは、ありがとうございました。予定してございました議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>